

「第5次広島県環境基本計画」素案について

〔令和3年1月19日〕
環境政策課

1 趣旨

県の環境施策の基本となる第4次広島県環境基本計画の計画期間が今年度で終了することから、これまでの成果や課題を検証し、計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえ、第5次広島県環境基本計画を策定する。

2 第5次広島県環境基本計画（素案）の構成

第1章 基本的事項

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 これまでの取組状況
- 5 今日の環境を取り巻く動向

第2章 計画の方向性

- 1 基本理念
- 2 計画の新たな視点・ポイント
- 3 施策体系

第3章 施策の展開（下線：新規施策）

施 策	項 目
1 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進	(1)省エネルギー対策等の推進 (2)再生可能エネルギーの導入促進 (3) <u>カーボンサイクルの推進</u> (4) <u>気候変動を見据えた適応策の推進</u>
2 循環型社会の実現	(1)資源循環サイクルを拡大させた社会づくり (2)適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり
3 地域環境の保全	(1)良好な大気環境の確保 (2)健全な水環境の保全・管理 (3)化学物質による健康リスクの低減・土壤環境の保全 (4) <u>プラスチックごみの海洋流出防止対策</u> (5)地域環境の維持・向上
4 自然環境と生物多様性の保全	(1)自然資源の持続可能な利用 (2)生態系の健全な維持管理
5 環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり	(1)環境学習・自主的な環境活動等の推進 (2)環境関連産業の振興 (3)環境配慮の仕組みづくり

第4章 計画の推進

- 1 各主体の役割
- 2 計画の進行管理

3 素案

別紙 第5次広島県環境基本計画素案のとおり

4 今後のスケジュール

【計画素案】

- 1月～2月 パブリックコメント
- 1月28日 広島県環境審議会において審議
- 2月上旬 常任委員会（生活福祉保健委員会）において集中審議

【計画案】

- 3月中旬 広島県環境審議会において審議
- 3月下旬 同審議会からの答申を踏まえ策定

「第5次広島県環境基本計画（素案）」の概要

1. 基本的事項

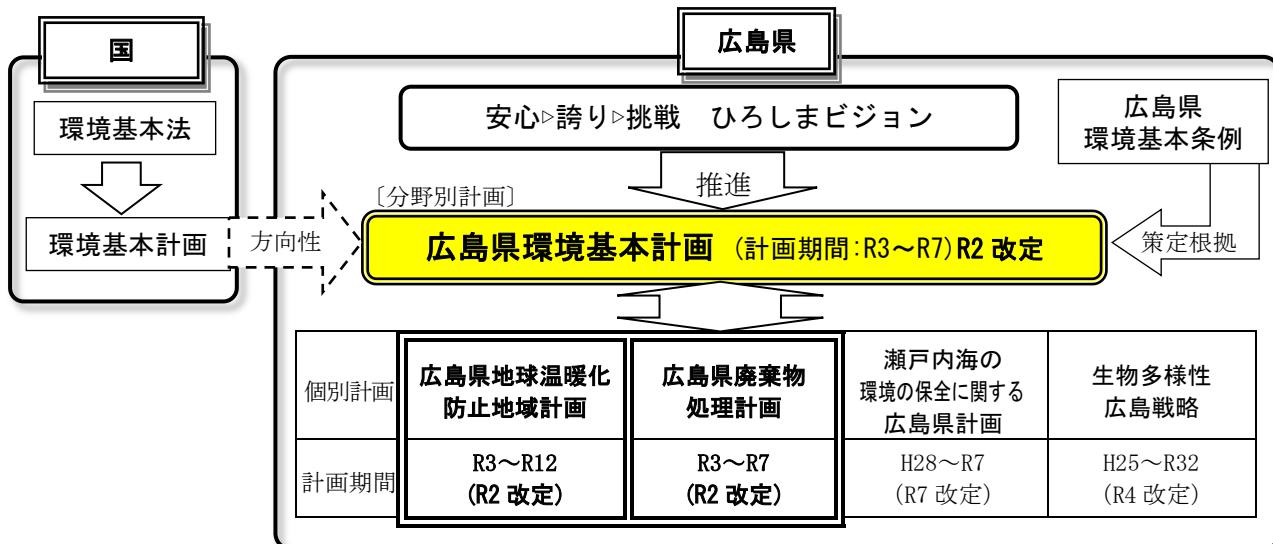
（1）策定の趣旨

環境を取り巻く情勢は、持続可能な開発目標（SDGs）への取組、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すための対応、プラスチックごみによる海洋汚染への対策など、大きく変化しており、本県においても、新たな環境課題等に対して、積極的に取り組むことが求められている。

こうした社会情勢の変化に適切に対応し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、第5次広島県環境基本計画を策定する。

（2）計画の位置付け

広島県環境基本条例に基づく法定計画であり、ひろしまビジョンの分野別計画



（3）計画の期間

令和3（2021）年度～令和7（2025）年度

（4）これまでの主な取組状況（第4次計画における施策体系ごとの取組状況）

広島の特性を生かした「低炭素社会の構築」
<ul style="list-style-type: none">産業部門・業務部門では、事業者による温室効果ガス削減計画や自動車使用合理化計画に基づく計画策定を支援し、自主的な二酸化炭素削減の取組を促進した。家庭部門では、ひろしまエコチャレンジの開設やうちエコ診断の実施など排出量削減対策を強化し、一定の削減効果はあったものの、少人数世帯数の増加や家電の大型化などにより、二酸化炭素排出量の削減目標は達成困難な見込みである。間伐等の森林整備の推進により、森林整備面積は増加してきている。
広島の更なる3Rを進める「循環型社会の実現」
<ul style="list-style-type: none">産業廃棄物は、長期的には再生利用率は上昇し、最終処分率は減少してきたが、近年、横ばいとなっている。監視・指導の徹底により、不法投棄件数は減少している。平成30年7月豪雨災害により発生した災害廃棄物について、県と市町が連携して処理を進め、おおむね処理が完了した。

広島の良好な「地域環境の保全」

- ・ 光化学オキシダントは、環境基準未達成であり、注意報等の発令基準を超える日がある。また、PM2.5は、注意喚起の基準を超えることはないものの、環境基準を超える日がある。
- ・ 瀬戸内海に流入するCOD汚濁負荷量は、第8次総量削減計画の推進により、減少傾向にあるが、海域のCOD環境基準達成率は低い水準で推移している。
- ・ ダイオキシン類は、環境基準を達成しており、また、大気中のアスベスト濃度は、敷地境界基準を下回るなど、化学物質による健康リスクが低減されている。

広島の豊かな「生物多様性の保全」

- ・ 自然と触れ合う機会を推進するため、ユニバーサルデザインの導入など、安全で快適な利用が図られるよう適切な整備を行っている。
- ・ 希少な動植物の絶滅を回避するため、保護すべき野生生物の安定的な生息環境の保全に取り組んでいる。

環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

- ・ 環境活動リーダーの養成や環境学習講師の派遣などにより、環境学習の充実を図っている。
- ・ 環境マネジメントシステムの導入促進のためのセミナー等を通じて、環境負荷低減の取組について事業者の理解が広まりつつある。

(5) 今日の環境を取り巻く動向（社会情勢の変化等）

① 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の重要性

SDGsには、気候変動やクリーンエネルギーなど環境関係の課題に対するゴールが多く含まれており、環境を基盤に、持続可能な社会活動・経済活動を統合的に築くというSDGsの考え方を取り入れて今後の環境施策を推進していく必要がある。

② 地球温暖化対策の促進

「パリ協定」では、21世紀後半に温室効果ガス排出の実質ゼロを目指しており、ゼロカーボンシティ表明の検討など、国や産業界とも連携し、長期的な視点に立った施策の展開が求められる。

③ 海洋プラスチックごみ問題の深刻化

国内におけるレジ袋有料義務化（令和2（2020）年7月～）など、世界的に海洋プラスチックごみによる環境汚染への関心が高まる中、これまでの回収や清掃等の取組に加えて、流出防止対策に取り組む必要がある。

④ 人口減少・少子高齢化の進展

急速に進行する人口減少により、ごみの排出量等が減るとされる一方、世帯の少人数化や高齢化により、一人当たりのごみの排出量等が増えるといった環境負荷の増大が懸念されるなど、少子高齢化等によるライフスタイルの変化に対応した環境施策を展開していく必要がある。

⑤ AI/IoT等のデジタル技術の急速な進展

環境施策においても、デジタル技術を積極的に活用し、エネルギー消費量の見える化や廃棄物処理施設の高度化など、環境・エネルギー分野での研究開発や施設整備を支援し、イノベーション創出につなげていく必要がある。

⑥ 新型コロナウイルス感染症の影響

「新しい生活様式」と呼ばれる行動変容を求められる中、温室効果ガスの排出量やごみの排出量への影響など、環境施策への影響を考慮する必要がある。

2. 計画の方向性

(1) 基本理念

環境にやさしい広島づくりと次代への継承

～未来につながる、環境の3つのわ（輪・和・環）～

- 基本理念は、広島県環境基本条例前文に掲げる理念であり、ひろしまビジョンに掲げる「あるべき姿（30年後）」を見据えて、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築し、次代へ継承していく。

[参考] ひろしまビジョンに掲げる「あるべき姿」（30年後）

県民や事業者が地球温暖化をはじめとする環境問題の重要性を共有し、環境と共生した生活スタイルや事業活動が定着することにより資源循環・自然共存社会が実現し、環境への負荷の少ない持続可能な社会が構築されています

- 基本理念を補完するサブテーマについては、県民・事業者の自主的な取組を持続可能なものとしていくため、また、環境分野の5つの施策が相互に関連しており（環境の輪）、環境と共生した生活スタイルや事業活動が定着（環境との調和）することにより、資源循環・自然共存社会の実現（環境の環）を目指していくという、メッセージを県民・事業者へ分かりやすく発信するため、新たに「未来につながる、環境の3つのわ（輪・和・環）」を設定する。

(2) 計画の新たな視点・ポイント

① SDGs の考え方に基づく施策の推進

- ・SDGs の各ゴール・ターゲットは相互に関連しており、あるゴール・ターゲットの達成を目指すことで、関連する他のゴール・ターゲットも同時に達成することができると考えられている。
- ・このため、環境を基盤に、持続可能な社会活動・経済活動を統合的に築くという SDGs の考え方を取り入れ、5つの施策体系を推進することにより、環境と経済・生活のどちらかではなくどちらも追求する社会を目指していく。
- ・さらに、SDGs への企業等の関心が高まる中、県の施策を SDGs のゴールと関連付けることで、施策の見える化を図り、県民・事業者への浸透につなげていく。

SDGs は、環境・経済・社会をめぐる広範な課題について設定されている国際社会共通の目標である。

持続可能な社会活動・経済活動を営むためには、地球環境が健全である必要があり、環境分野における各施策は、SDGs の複数のゴールと相互に関連している。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



[基本理念]

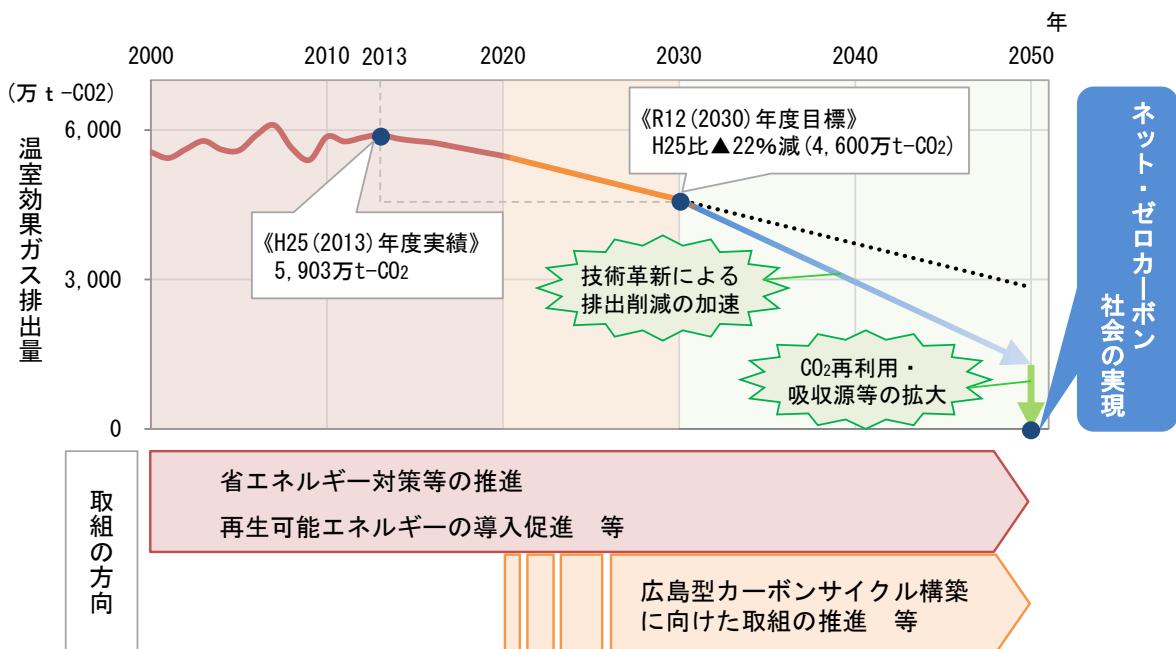
環境にやさしい広島づくりと次代への継承

基本理念を実現するための
5つの施策体系



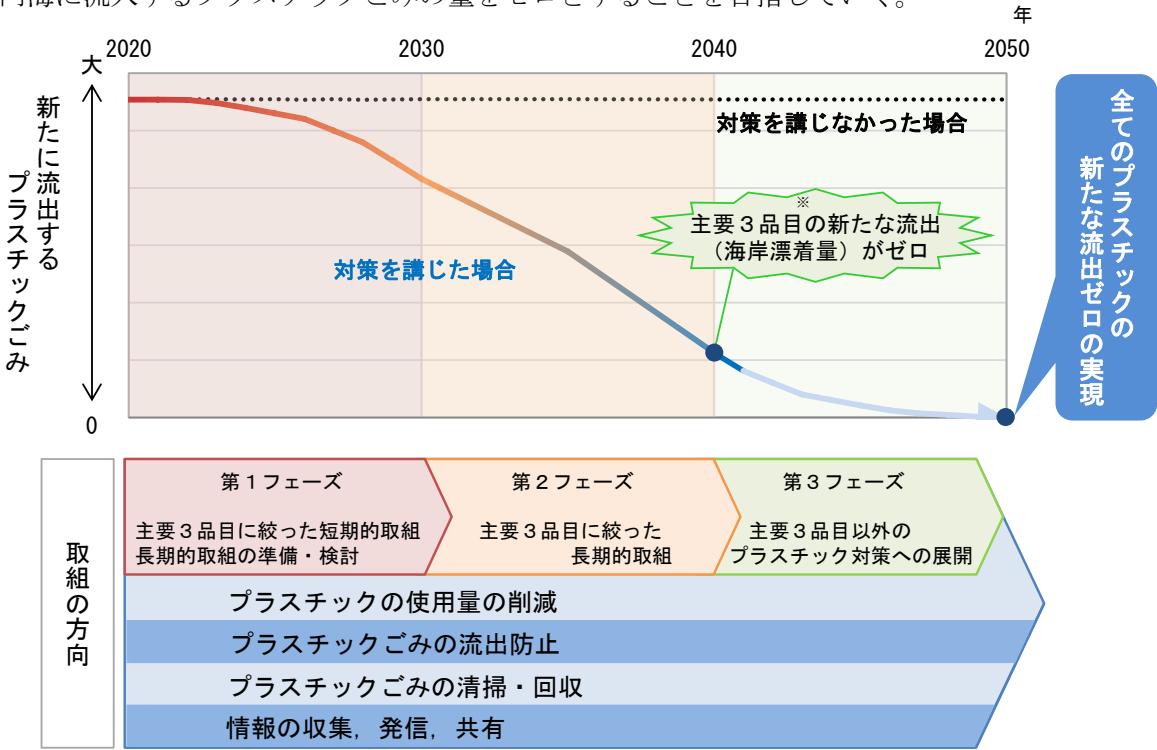
② 地球温暖化対策の推進

- ・ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、これまでの省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入促進などに加えて、生産活動で発生した二酸化炭素を分離・回収の上、建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用、石油由来プラスチックからの代替促進などにより、環境と地域経済の好循環を図りながら、SDGs へも貢献することで、日本のみならず世界から注目を集めるような広島型カーボンサイクル構築の取組を推進していく。
- ・R 2.10月、首相は所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言した。本県においても、2050（令和 32）年、温室効果ガス排出量の実質ゼロ（ネット・ゼロカーボン）を目指していく。



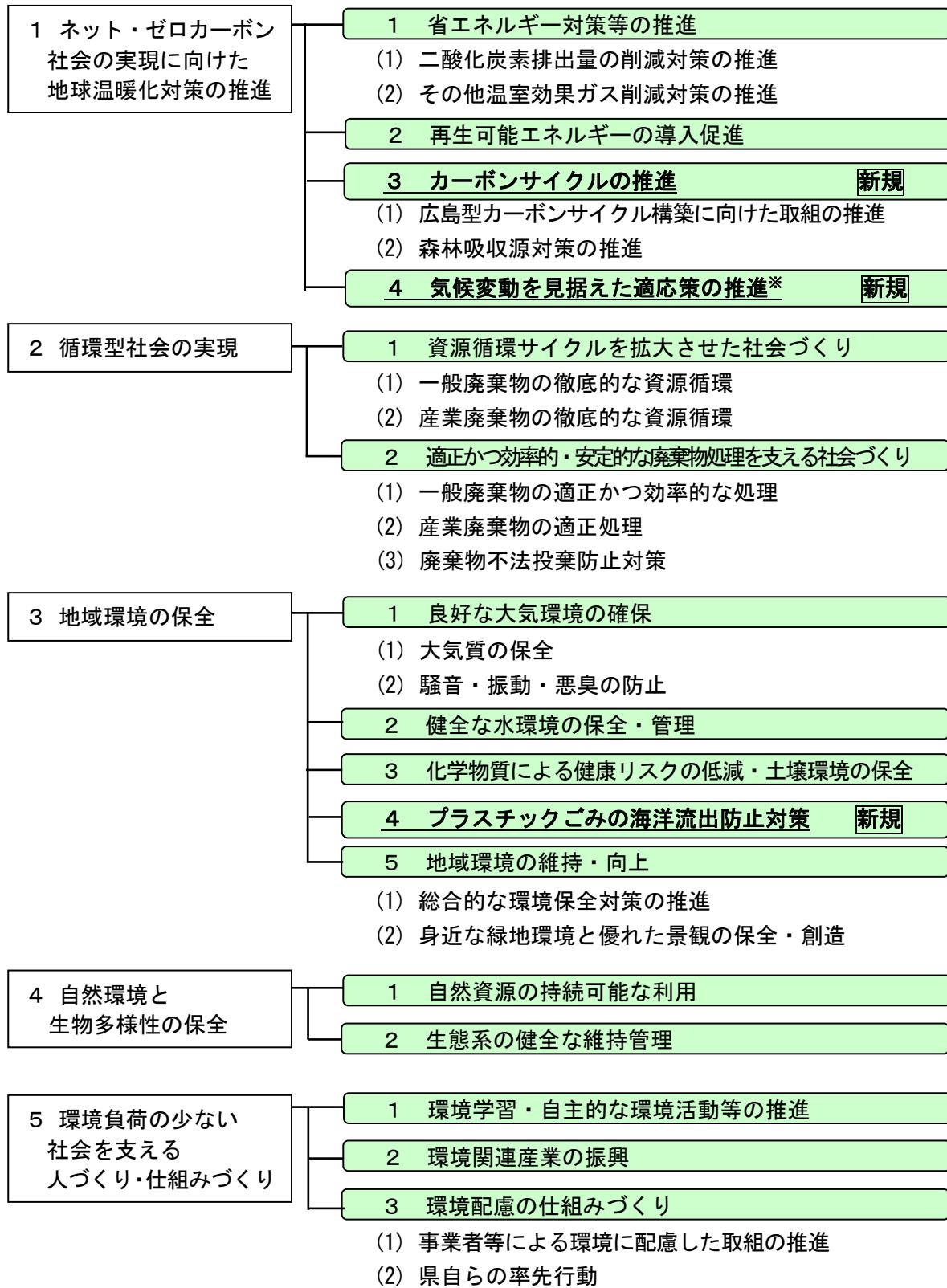
③ プラスチックごみの海洋流出防止対策

- ・海洋プラスチックごみによる新たな汚染がゼロになる仕組みの構築や海洋生分解性プラスチック等の開発・普及促進の取組を進めるとともに、かき養殖に由来するごみの流出防止対策の徹底を図ることで、本県の宝である瀬戸内海の環境保全に取り組み、2050（令和 32）年までに新たに瀬戸内海に流入するプラスチックごみの量をゼロとすることを目指していく。



※ 主要3品目：ペットボトル、プラスチックボトル、レジ袋

(3) 施策体系



* 気候変動適応法の制定に伴い、今回新たに位置付け。環境基本計画では、基本的事項を記載しており、個別の取組等については、地球温暖化防止地域計画に記載。

3. 施策の展開

1 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進



目指す姿 (10年後)	<p>ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、省エネ住宅や省エネ家電等の普及・拡大や、生産・加工・流通・消費の各段階における省エネエネルギーの徹底、再生可能エネルギーの活用が進み、二酸化炭素の排出ができるだけ抑えた暮らしや事業活動が定着しています。</p> <p>加えて、二酸化炭素を建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用、石油由来プラスチックからの代替などを促進し、環境と地域経済の好循環を図りながら、広島型カーボンサイクル構築の取組が加速しています。</p>										
	<p>家庭においては、省エネ住宅や省エネ家電、次世代自動車などが優先的に選択されており、二酸化炭素の排出を抑制する暮らしへと着実に変化しているとともに、事業活動においては、生産・加工・流通・消費の各段階における省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの導入の検討が進められ、環境と両立した脱炭素型の経営に取り組んでいます。</p> <p>加えて、二酸化炭素を建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用、石油由来プラスチックからの代替などを促進し、環境と地域経済の好循環を図るためのカーボンサイクル構築に向けた取組が進められています。</p>										
省エネ エネルギー対策等の 推進	現状	<ul style="list-style-type: none"> 本県の平成 28 (2016) 年度の二酸化炭素排出量は、5,553 万 t-CO₂ であり、基準年度である平成 25 (2013) 年度から 3.2% 減少している。 									
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素排出量に占める割合が高い産業部門について、自主的に計画を策定し、取組を実施する企業が増加している一方、環境への取組が遅れている企業も見られ、自主的な取組の後押しができていない。 民生（家庭）部門においては、二酸化炭素排出量削減効果の高い商品（省エネ機器や省エネ住宅）の選択につながっていない。 									
	主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○温室効果ガス削減計画書の策定・公表制度による事業者の自主的な取組の促進 ○二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進 ○「うちエコ診断」の実施など、二酸化炭素排出量「見える化」の促進 									
	成果指標	<table border="1"> <tr> <td>温室効果ガス排出量 (万 t-CO₂)</td><td>現状値 (H25)</td></tr> <tr> <td></td><td>5,903</td></tr> </table>		温室効果ガス排出量 (万 t-CO ₂)	現状値 (H25)		5,903	現状値 (H25)	R7	5,903	5,039 (▲15%)
温室効果ガス排出量 (万 t-CO ₂)	現状値 (H25)										
	5,903										
再生可能エネルギーの導入促進	現状	<ul style="list-style-type: none"> 県と中国電力グループの共同によるメガソーラーの設置などにより、太陽光発電の普及が拡大している。 									
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電は、電力系統や賦課金への負担抑制に留意しながら、安定的・継続的な普及が求められている。 									
	主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○太陽光のエネルギー利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> 地域還元型メガソーラー発電所の安定した運営を行う。 メガソーラー発電還元事業の在り方を見直しながら、再生可能エネルギーの導入を支援する。 ○木質バイオマスのエネルギー利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> 市町や住民団体などが一体となって、里山林の手入れによって搬出された木質バイオマスを地域の実情に応じて熱利用等を行えるよう、課題解決を支援する。 ○再生可能エネルギーの利用（需要側）に着目した取組の検討 <ul style="list-style-type: none"> 電力などのエネルギーを利用する家庭や事業者が、再生可能エネルギーを容易に選択でき、需要を高めることができる取組を検討する。 									
	成果指標	<table border="1"> <tr> <td>太陽光発電設備導入容量 (千 kW)</td><td>現状値 (R1)</td></tr> <tr> <td></td><td>1,359</td></tr> </table>		太陽光発電設備導入容量 (千 kW)	現状値 (R1)		1,359	現状値 (R1)	R7	1,359	1,669
太陽光発電設備導入容量 (千 kW)	現状値 (R1)										
	1,359										

カーボンサイクルの推進	現状	【広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進】 <ul style="list-style-type: none">大崎上島町において、高効率石炭火力発電から二酸化炭素を分離、回収する実証試験のほか、カーボンリサイクル技術の早期実用化に向け、関連する各種の研究や技術開発に集中・横断的に取り組む実証研究拠点の整備が行われている。		
	課題	<ul style="list-style-type: none">カーボンリサイクル技術の多くが、いまだ要素技術の研究開発段階にあり、また、全般的に研究開発の難易度が高いことから、実用化まで時間がかかることが見込まれる。		
	主な取組の方向	<p>○広島型カーボンサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none">二酸化炭素を建設資材や燃料等の原材料として再利用する取組や農林水産業における利用の取組を推進するとともに、企業や研究開発機関などの誘致により、環境・エネルギー産業の企業や人材の集積を促進する。石油由来プラスチックからバイオマスプラスチック等への代替を促進する。ブルーカーボン（海洋生態系による炭素貯留）について、国の動向を踏まえながら、効果的な取組を検討する。カーボンが自然界や産業活動の中で様々な形で循環し、持続的に共生できる社会経済「カーボン サーキュラー エコノミー」の実現に向けた取組を推進する。		
	成果指標	二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数（件）	現状値（R2） 5	R7 現状値より増加
	現状	【森林吸収源対策の推進】 <ul style="list-style-type: none">林業経営を通じた森林管理を進めるため、森林経営計画の作成や高性能林業機械の導入支援等に取り組んだほか、低コスト化や林業経営適地の特定など、森林資源経営サイクルが構築できるよう取組を実施している。		
	課題	<ul style="list-style-type: none">林業事業体が、林業を通じた持続的な経営管理を行うためには、林業を行う事業地の集約化が進んでいないことや、所有林管理に対する不安等から所有者の再造林への投資が進まないなど、長期的に安定した林業経営の確立に至っていない。		
	主な取組の方向	<p>○森林の経営管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none">林業経営適地の集約化を図り、経営力の高い林業経営者により県産材が安定的に生産される持続的な経営の確立を目指すことで林業経営を通じた森林の持続的な経営管理を図る。		
	成果指標	手入れ不足人工林の間伐面積（ha）	現状値（R1） 617	R7 1,050
	現状	<ul style="list-style-type: none">近年、豪雨や猛暑など、極端な気象が増加する傾向にあり、気候変動及びその影響が全国各地で現れている。今後、地球温暖化の進行に伴い、豪雨や、猛暑のリスクはさらに高まることが予測されている。		
	課題	<ul style="list-style-type: none">「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」(H27.3)で示された、気候変動適応における7つの分野（農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活）において、適応への取組が求められている。		
気候変動を見据えた適応策の推進	主な取組の方向	<p>○気候変動適応に係る情報の収集及び発信</p> <ul style="list-style-type: none">効率的な気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行うため、地域気候変動適応センターを設置する。 <p>○農業、自然生態系など、重要な分野・項目に係る適応策の推進</p>		
	参考指標	気候変動適応策の認知度（%）	現状値（R2） (R3年度中に現状値を把握)	R7 (現状値を踏まえ目標値を設定)

2 循環型社会の実現



資源循環サイクルを拡大させた社会づくり	目標す姿 (10年後)	<p>廃棄物の発生が最小限に抑えられるとともに、発生した廃棄物はデジタル技術の活用等によって再生利用され、さらにエネルギー利用されることで、天然資源が無駄なく活用されています。</p> <p>また、廃棄物が適正かつ効率的・安定的に処理されることで、地域の快適な生活環境が維持されています。</p>		
	目標す姿 (5年後)	<p>資源の効率的な利用により廃棄物の発生抑制が行われるとともに、廃棄物の再生利用拡大に向け、デジタル技術を活用した施設や、廃棄物をエネルギー利用するための施設の整備が進められています。</p> <p>また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理が防止され、廃棄物の輸入規制や大規模災害時の処理に対応できる効率的・安定的な処理体制の構築が進み、地域の快適な生活環境の確保が図られています。</p>		
	現状	<p>【一般廃棄物の徹底的な資源循環】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出量では、生活系ごみ（家庭）が減少する一方で、事業系ごみ（スーパー、飲食店等）が増加している。 再生利用率では、プラスチック容器や紙類の再生利用が減少している。 最終処分量では、再資源化施設の残さは減少したものの、焼却灰が増加している。 		
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみについては組成が十分に把握されていないことから、組成分析を実施する市町を拡大するとともに、食品ロスなどの排出抑制を進めることが求められる。 プラスチック容器や紙類の再生利用が減少しており、市町だけでなく店頭を含めた分別回収の取組を強化することが求められる。 		
	主な取組の方向	<p>○排出抑制及び減量化</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業系ごみの減量化に向け、市町が実施する食品ロスをはじめとした事業系ごみの実態把握や、事業者の3Rに対する意識向上などを促進する。 <p>○一般廃棄物のリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な回収方法を提供することにより、廃プラスチックの回収体制を強化する。 廃棄物処理施設のエネルギー拠点としての活用に取り組む。 		
	成果指標	一般廃棄物再生利用率 (%)	現状値 (H30)	R7
			31.8	32.5
	現状	<p>【産業廃棄物の徹底的な資源循環】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出量について、汚泥が減少した一方で、鉱さいや木くずが増加している。 再生利用率について、木くずや廃プラスチック類の再生利用が増加している。 最終処分率について、廃プラスチック類の埋立が減少している。 		
	課題	<ul style="list-style-type: none"> がれき類の再生利用率は全国平均を下回っている。 国際的な廃プラスチック類の輸入禁止措置により、使用済廃プラスチック類が国内で滞留することが懸念される。 		
	主な取組の方向	<p>○デジタル技術を活用した資源循環の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> AI/IoTなどのデジタル技術の進展に対応し、廃棄物に関しても、再生利用が困難な廃棄物のリサイクル施設の整備等にデジタル技術を積極的に活用し、資源循環サイクルの拡大を推進する。 <p>○産業廃棄物埋立税を活用した施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物埋立税を活用し、廃棄物の3Rや適正処理など、循環型社会の形成に資する施策を推進する。 		
	成果指標	産業廃棄物再生利用率 (%)	現状値 (H30)	R7
			74.9	75.5

適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり	現 状	<p>【一般廃棄物の適正かつ効率的な処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町の廃棄物処理施設について、更新時には広域化・集約化も含めて整備することで、廃棄物処理体制を効率化し、持続可能な適正処理が確保できるように、市町に技術的支援を行っている。 市町の災害廃棄物処理計画策定に向けた研修の実施及び策定の支援を行うことで、全市町で災害廃棄物処理計画が策定されるなど、災害廃棄物処理体制の構築を促進している。 		
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少・少子高齢化により自治会による集団回収やごみ出しが困難になるほか、高齢化により紙おむつ等が増加するおそれがある。 市町のごみ処理施設について、施設の耐久性・長寿命化等を考慮しつつ、エネルギー回収機能を付加した施設として、計画的な整備が求められている。 頻発化する大規模災害に対して、市町や業界団体と連携し、災害廃棄物を早期に処理し、復興を滞らせない体制が求められている。 		
	主な取組の方向	<p>○適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化社会への対応など、社会環境の変化に対応した処理体制の構築に向けた市町への支援を行い、一般廃棄物処理施設の計画的な整備を促進する。 <p>○災害廃棄物の処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月豪雨災害で生じた課題を教訓として、市町や業界団体と連携し、今後の災害に備えた災害廃棄物処理体制の強化を進める。 		
	成 果 指 標	市町における災害廃棄物初動マニュアルの策定（自治体数）	現状値（R1） 12	R3 23
	現 状	<p>【産業廃棄物の適正処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の立入検査により適正処理を指導している。 廃棄物の排出から収集運搬、処分に至るまでの過程を電子情報で管理する電子マニフェストの普及を進めてきたが、その普及率は、50%程度にとどまっている。 		
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> 不適正処理の事案が散見されていることから、監視の強化、効率化が求められる。 電子マニフェストの普及率は、促進の余地がある。 		
	主な取組の方向	<p>○適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「排出事業者責任」が徹底されるよう、排出事業者責任の意識高揚を目的とした研修会等の実施、監視指導など総合的な施策を展開し、適正処理を推進する。 ドローン等を活用するなど、不適正処理の事案に迅速かつ厳正な対応を行い、早期是正を指導する。 産業廃棄物管理票制度の適切な運用等により、産業廃棄物の処理状況の確認を徹底するとともに、電子マニフェストの普及を推進する。 		
	成 果 指 標	電子マニフェスト普及率（%）	現状値（H30） 51.5	R7 80.0
	現 状	<p>【廃棄物不法投棄防止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の不法投棄については、依然として発生している。 		
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> 監視体制の強化等、早期発見・早期是正できる体制づくりが十分にできていない。 		
	主な取組の方向	<p>○不法投棄防止に向けた啓発、監視の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 陸域・海上・上空からのパトロールを実施して、不適正事案の未然防止や早期発見を図り、不法投棄等の不適正事案に対する原因者の究明や改善指導を徹底する。 <p>○市町の不法投棄防止対策に対する支援</p>		
	成 果 指 標	産業廃棄物の不法投棄件数（10t以上）（件）	現状値（H27～R1平均） 2.4	R7 2

3 地域環境の保全



目指す姿 (10年後)	<p>大気・水・土壤等が環境基準に適合した状態が引き続き保たれています。</p> <p>また、今日的な課題である海洋プラスチックごみによる新たな流出がゼロになる仕組みの構築や、海洋生分解性プラスチック等の開発・普及促進の取組が進んでいるとともに、かき養殖に由来するごみの流出防止対策の徹底が図られることにより、本県の宝である瀬戸内海の環境が保全されています。</p> <p>さらに、これらの情報が県民へ適切に発信されることで、安心・安全に生活できる良好な地域環境が確保されています。</p>			
	<p>工場・事業場への監視・指導等を通じて地域における大気・水・土壤等が環境基準等に適合した良好な状態が確保・維持されています。</p> <p>また、海洋プラスチックごみの新たな流出がゼロになる仕組みの構築に向けた取組や海洋生分解性素材等の代替素材の開発が進められるとともに、かき養殖に由来するごみの流出防止対策が進められるなど、瀬戸内海の環境保全の取組が進んでいます。</p> <p>さらに、大気汚染常時監視システムによる監視の結果や水質常時監視の結果がホームページ等で公開されることにより、環境に関する情報が県民へ適切に発信され、地域環境の安心・安全に繋がっています。</p>			
目指す姿 (5年後)	<p>【大気質の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染は、近年、工場・事業場や自動車排出ガスへの対策が進んだことから、全般的に改善されており、令和元年度の測定項目では、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、全ての測定期間で環境基準を達成している。 			
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光化学オキシダントやPM2.5など、注意報等の発令基準を超過した際には、事業者への緊急時の措置要請や県民への情報提供を行う仕組みが継続して求められる。 			
良好な 大気 環境 の確 保	現 状	<p>○効果的・効率的な監視・情報提供体制の整備</p> <p>○固定発生源対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法」及び「生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設の立入指導等により、大気汚染物質の排出抑制を推進する。 		
		<table border="1"> <tr> <td>環境基準達成率 (%) (二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素 等)</td><td>現状値 (R1) 100</td><td>R7 100</td></tr> </table>		環境基準達成率 (%) (二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素 等)
環境基準達成率 (%) (二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素 等)	現状値 (R1) 100	R7 100		
現 状	<p>【騒音・振動・悪臭の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に係る公害苦情件数は、年間260件前後で推移しており、発生源別では、建設作業や工場等が多くなっている。 ・振動に係る公害苦情件数は、年間20件前後で推移しており、発生源別では、建設作業が多くなっている。 ・悪臭に係る公害苦情件数は、年間140件前後で推移している。 			
	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動・悪臭による被害を防止するため、引き続き、発生防止の対策が求められている。 			
主 な 取 組 の方 向	<p>○騒音・振動の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音規制法」、「振動規制法」及び「生活環境保全条例」に基づき、道路交通、工場・事業場などの発生源ごとの騒音・振動防止対策を推進する。 <p>○悪臭の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「悪臭防止法」及び「生活環境保全条例」に基づき、臭気指数規制等の導入による悪臭防止対策を推進する。 			
	<table border="1"> <tr> <td>環境基準達成率 (%) (一般地域における騒音)</td><td>現状値 (R1) 91.9</td><td>R7 現状値より増加</td></tr> </table>		環境基準達成率 (%) (一般地域における騒音)	現状値 (R1) 91.9
環境基準達成率 (%) (一般地域における騒音)	現状値 (R1) 91.9	R7 現状値より増加		

健全な水環境の保全・管理	現 状	・海域における COD の環境基準の類型が指定されている 14 水域では、 COD 環境基準達成率は低い水準で推移している。		
	課 題	・海域に流入する汚濁負荷量の削減が進んでいるものの、水域によっては富栄養化に伴う赤潮も依然として発生しており、汚濁負荷量の計画的な管理が求められている。		
	主 な 取 組 の 方 向	<p>○水環境の保全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づき、公共用水域等の水質測定計画を策定し、公共用水域及び地下水の水質状況を常時監視する。 <p>○瀬戸内海の水質の保全・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広島県水質総量削減計画」に基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他の汚濁発生源に係る対策を推進する。 ・工場・事業場に対して総量規制制度の適用や立入指導を行う。 		
	成 果 指 標	環境基準達成率 (%) (重金属等有害物質)	現状値 (R1)	R7
			100	100
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質による環境の状況を把握するため、ダイオキシン類について、大気、水質、底質、地下水及び土壤の汚染状況調査を行い、いずれにおいても、環境基準の適合を確認している。 ・H29. 5 月「土壤汚染対策法」の一部が改正され、土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大や、汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設などの土壤汚染に関する適切なリスク管理が推進されている。 		
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質による健康リスクを把握するため、継続したモニタリングの実施が求められている。 ・土壤汚染による影響は長期にわたることなどから、必要な調査を実施し、汚染が判明した場合は適切な措置を講じることが求められている。 		
化学物質による健康リスクの低減・土壤環境の保全	主 な 取 組 の 方 向	<p>○化学物質の排出抑制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者、住民及び行政による化学物質のリスクコミュニケーションを推進し、県民の「安全」・「安心」の向上を図る。 ・引き続き、ダイオキシン類等の化学物質に関する環境調査を実施する。 <p>○土壤汚染対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者等による土壤汚染調査等の適切な運用を図るとともに、土壤汚染が確認された場合には、汚染除去等の適正な処理を促進する。 		
	成 果 指 標	環境基準達成率：ダイオキシン類 (%) (大気、公共用水域、土壤)	現状値 (R1)	R7
			100	100
	現 状	・令和元年度に実施した県内海岸漂着物実態調査によると、県内海岸には約 52 t のごみが漂着し、そのうち約 88% をプラスチックごみが占めている。品目別では、かき養殖に由来するごみやペットボトル、プラスチックボトル、食品包装・レジ袋等の生活由来プラスチックごみが多く漂着している。		
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国は、人口一人当たりのワンウェイ（使い捨て）の容器包装廃棄量がアメリカに次いで世界で 2 番目に多く、ワンウェイ容器包装等の削減（リデュース）、リユース容器等の利用が十分進んでいない。 ・プラスチックごみの流出の一因とされる、ポイ捨てや空き容器回収 box ・ごみステーションなどからの流出防止対策が十分ではない。また、かき養殖に由来するごみの流出防止対策の徹底が求められている。 ・流出したプラスチックについて、活動団体等と連携した、漂着ごみ、漂流ごみ及び海底ごみ等の清掃・回収が求められている。 ・海ごみの発生量、発生ルート等については未解明な部分も多く、陸域の発生源、発生要因及び海岸漂着物の種類や量について十分把握できていない。 		
	プラスチックごみの海洋流出防止対策			

主な取組の方向	<p>○プラスチックの使用量削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製品の紙等の既存代替材への転換や、海洋生分解性プラスチック等の開発・普及促進を、企業等と連携して進める。 <p>○プラスチックごみの流出防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流出原因を把握するための調査を行い、その結果を踏まえて、自動販売機横の空容器回収 box やごみステーションなどからの流出防止対策等について検討する。 ・プラスチックごみの新たな流出がゼロになる仕組みの構築に向けた取組を進める。 ・かき養殖に由来するごみの流出防止対策の徹底を図る。 <p>○プラスチックごみの清掃・回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せとうち海援隊や市町による海岸一斉清掃の支援を行うとともに、国の海岸漂着物対策事業の活用により市町を支援する。また、漁業者による海底ごみの清掃・回収についても、国の支援制度の活用などにより処理を推進する。 <p>○情報の収集、発信、共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海ごみ問題について、関係者一人ひとりが身近な問題として捉え、主体的な取組を進めていくため、県民、企業等に対して、海ごみに関する情報を収集し、発信、共有する。 ・効果的な発生源対策を講じるために発生源、発生要因調査を行うとともに、海岸漂着物実態調査を引き続き実施し、施策の効果検証を行う。 							
	<table border="1"> <tr> <td>成 果 指 標</td><td>3品目(ペットボトル、プラスチックボトル、レジ袋)の海岸漂着物量(t)</td><td>現状値(R1)</td><td>R7</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>8.4</td><td>7.9</td></tr> </table>	成 果 指 標	3品目(ペットボトル、プラスチックボトル、レジ袋)の海岸漂着物量(t)	現状値(R1)	R7			8.4
成 果 指 標	3品目(ペットボトル、プラスチックボトル、レジ袋)の海岸漂着物量(t)	現状値(R1)	R7					
		8.4	7.9					
地域環境の維持・向上	現 状	【総合的な環境保全対策の推進】						
	現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・油流出等による環境汚染事故である水質汚染事故の件数は、近年は横ばいで推移している。 						
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・依然として発生する水質汚染事故に対し、原因者に対する再発防止の指導、関係者への普及啓発及び関係機関との連携により、事故の未然防止と迅速な事故処理体制が継続して求められている。 						
	主な取組の方向	<p>○環境汚染事故時における適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染事故発生時に備え、市町、消防等の関係機関と連携し、環境汚染事故発生時における健康や生活環境等への被害を最小化するための緊急時体制の充実を図る。 						
	成 果 指 標	<table border="1"> <tr> <td>水質汚染事故発生件数(件)</td><td>現状値(R1)</td><td>R7</td></tr> <tr> <td></td><td>147</td><td>現状値より減少</td></tr> </table>	水質汚染事故発生件数(件)	現状値(R1)	R7		147	現状値より減少
水質汚染事故発生件数(件)	現状値(R1)	R7						
	147	現状値より減少						
現 状	【身近な緑地環境と優れた景観の保全・創造】							
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・農山村地域等では、里山、水田、畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息しており、この多様な環境が、環境資源の提供、大気の浄化、水資源の涵養などの公益的な機能を有している。 							
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・農山村地域等では、過疎化・高齢化が進行しており、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生している。 							
主な取組の方向	<p>○身近な緑地の保全・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域や風致地区、緑地保全地区の指定により、市街地又はその周辺地域の緑地の保全を推進する。 							
成 果 指 標	<table border="1"> <tr> <td>緑地環境保全地域面積(ha)</td><td>現状値(R1)</td><td>R7</td></tr> <tr> <td></td><td>818</td><td>現状値より増加</td></tr> </table>	緑地環境保全地域面積(ha)	現状値(R1)	R7		818	現状値より増加	
緑地環境保全地域面積(ha)	現状値(R1)	R7						
	818	現状値より増加						

4 自然環境と生物多様性の保全



目標達成度 (10年後)		自然公園等施設が、身近な自然や生きものとのふれあいの場として、安全で快適に県民に広く利用されるとともに、貴重な生きものに関する環境学習や保護活動の情報が得られ、県民自らが保全活動に参画し、自然環境保全や野生生物保護の重要性の理解が深まっています。				
目標達成度 (5年後)		自然公園等施設が、身近な自然や生きものとのふれあいの場として適切に維持管理され、県民にとっての魅力が向上し、利用につながるとともに、貴重な生きものの生息状況を現状把握し、生態系の保全に関する活動等の情報が県民に発信されることにより、県民が保全活動に興味を持ち、自然環境保全や野生生物保護の重要性への理解が高まりつつあります。				
自然資源の持続可能な利用	現 状	<ul style="list-style-type: none"> 県内には、瀬戸内海国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園及び6か所の県立自然公園があり、それらの面積は、県土の約4%を占めている。 県内の優れた自然環境の保全を図るため、「広島県自然環境保全条例」に基づき、「自然環境保全地域」等の指定を行っている。 				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> 自然とふれあう機会を提供する自然公園等において、施設の定期的な点検や計画的な修繕・撤去等が十分でなく、安全で快適な自然公園等施設としての魅力向上が図れていない。 				
	主 な 取 組 の方 向	<p>○自然公園等の保全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生物多様性を象徴する場の一つである自然公園等の良好な自然環境を保全するため、適切な整備・管理を推進する。 自然公園等の利用者のニーズを踏まえた自然資源の持続可能な自然公園を維持する。 				
	成 果 指 標	自然公園等利用者数（千人）		現状値 (R1)	R7	
生態系の健全な維持管理	現 状	<ul style="list-style-type: none"> 県内に生息・生育する野生生物 15,314 種のうち、絶滅のおそれのある野生生物として 1000 種（うち 19 種は既に絶滅）が選定され、そのうち緊急に保護対策を要する野生生物としてミヤジマトンボなど動物 7 種、ヤチシャジンなど植物 4 種が「野生生物の種の保護に関する条例」により、指定野生生物種等に指定されている。 				
	課 題	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全を推進していくに当たって必要な野生生物の生息・生育状況に関する情報が不足している。 県民一人ひとりのライフスタイルと行動を生物多様性の保全に結び付けていくための取組が不十分である。 				
	主 な 取 組 の方 向	<p>○野生生物の現状の把握及び対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 野生生物の生息・生育の状況把握を行い、レッドデータブック ひろしまの基礎資料とするなどの活用を図る。 「野生生物の種の保護に関する条例」等の規制により、生態系の保護を図る。 <p>○生物多様性の保全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全につながる啓発活動等を行い、生物多様性に対する県民の理解を高める。 多様な主体の参画による生物多様性の保護推進体制の整備を進めるとともに、必要な支援を行う。 				
	成 果 指 標	レッドデータブックひろしま掲載数（種）		現状値 (R2)	R7	
		(R3 年度中に現状値を把握)		(現状値を踏まえ目標値を設定)		

5 環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり



環境学習・自主的な環境活動等の推進	目指す姿 (10年後)	県民や事業者が環境問題を自らの問題として捉え、環境と経済・生活のどちらかではなくどちらも追及する社会となるよう、環境保全に取り組む人材が育成され、地域や企業において具体的な活動が行われています。		
	目指す姿 (5年後)	<p>県民や事業者が環境問題を学ぶ機会が充実しており、環境と経済・生活の両立が可能であると認識ができます。</p> <p>また、環境保全に取り組む人材が育成され、各地域の環境活動を担うリーダーが地域や企業を巻き込んで、環境保全活動に取り組む基盤が整いつつあります。</p>		
環境関連産業の振興	現状	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動に取り組んでいる県民の割合は 59.9% (R2) であり、実際の行動にはまだ十分に結びついていない。 		
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動や環境学習が、県民の実践意欲を十分に高めるものとなっていない。 		
	主な取組の方向	<p>○啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境月間等に合わせた啓発キャンペーンやイベントを行うほか、毎月第一土曜日の「ひろしま環境の日」の啓発・広報により実践行動への参加を呼びかける。 <p>○環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境学習講師などの指導人材の育成・活用を通じて、学校・地域や職場などにおける環境学習を支援する。 		
	成果指標	環境保全活動に取り組んでいる県民の割合 (%)	現状値 (R2)	R5
			59.9	65
環境配慮の仕組みづくり	現状	<ul style="list-style-type: none"> 環境省の調査によれば、我が国の環境産業の市場規模は、H12 の 58 兆円から H30 には 105 兆円に達している。 		
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 市場の拡大が見込まれる省エネルギー、再生可能エネルギーなどの分野における研究開発の促進が必要であるが、それらを支える人材育成が十分ではない。 		
	主な取組の方向	<p>○環境・エネルギー産業の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> SDGs をビジネスチャンスと捉え、これまでの環境浄化分野にネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の分野を加え、产学研連携による先進的な環境ビジネス創出や人材育成などに取り組むことで環境・エネルギー産業の集積を促進する。 		
	成果指標	環境・エネルギー分野の付加価値額 (億円)	現状値 (R2)	R7
			684	892
環境配慮の仕組みづくり	現状	<p>【事業者等による環境に配慮した取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGs と関連付けて事業活動を行っている事業者の割合は 29.7% にとどまっている。 		
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営や SDGs 等に取り組むメリット・方法が、十分に理解・把握されていない。 		
	主な取組の方向	<p>○環境に配慮した事業活動等の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ひろしま地球環境フォーラム等と連携して行う、講演会やセミナー等を通じて、事業者等の環境に配慮した取組を促進する。 		
	成果指標	ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGs と関連付けて事業活動を行っている事業者の割合 (%)	現状値 (R1)	R7
			29.7	75
	現状	<p>【県自らの率先行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「県地球温暖化対策実行計画」、「県自動車使用合理化計画」及び「県グリーン購入方針」により、省エネルギー・省資源行動に取り組んでいる。 		
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー、省資源など環境に配慮した行動が十分ではない。 		
	主な取組の方向	<p>○温室効果ガス削減行動</p> <ul style="list-style-type: none"> 「広島県地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー、省資源など環境に配慮した行動に率先して取り組む。 		
	成果指標	県の事務事業で排出される温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	現状値 (R1)	R7
			49,797	46,431